

## 「電力の小売営業に関する指針」に対する意見

### [御意見 1] 電源構成の開示の義務化について

・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

1-(3)-イ-i) 電源構成の開示(p10~11)

#### ・意見内容

- (1) 小売電気事業者の電源構成等の開示をできる限り推進する方向性に賛成する。
- (2) 2016年4月の小売完全自由化開始より、一定期間(1年など)をもって、電源構成等を開示している小売電気事業者の電源構成等開示に係るコストを検証すべきである。
- (3) その上で、電源構成の開示にかかるコストが他の小売事業を営む上でかかるコストと比較して十分に低い場合には、小売電気事業者に電源構成等(二酸化炭素排出係数含む)の開示を義務付けるべきである。(開示にあたっての表示方法については、1-(3)-イ-ii)に示される具体例でよい)

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

これまでの電力取引等監視委員会制度設計専門会合(以下、専門会合)における議論、また本指針(案)においても、電源構成の開示が小売電気事業者にとって負担となり得るとの理由(本指針 p10の記述)から、開示の義務付けまでは過度であるとされている。しかし、専門会合における議論(第1回会合)においても委員から指摘があったとおり、現時点では構成等の開示にかかるコストについては決して明確化されているわけではない。それゆえ、必ずしも開示にかかるコスト負担が大きいとは言いきることはできない。くわえて、再生可能エネルギーを小売供給の特性とするような小規模な事業者にとっては、大規模な小売電気事業者が電源構成を開示しないことで、自社の差別化が阻害され、逆に競争力の低下につながる恐れもある。

本指針(案)で示唆されているとおり、電源構成等の開示を行うことで、価格以外の特性を差別化要素とした競争を生じさせ、より競争的な電力市場の実現を促す(本指針(案) p10の記述)ことが重要と考えられるため、電源開示が事業者に対する過度な負担にならないければ、できるだけ電源構成等の情報開示を義務化し、需要家が情報に触れ得る機会の幅を広げていくことが望ましいと考えられる。

電源構成等の開示に関しては、当面まずは開示を行う事業者へのヒアリング等による開示コストの実態把握を行い、過度にコスト(小売電気の販売価格に占める割合)が大きいのかを検証した結果、その事務コストが大きいと判断できる場合には、電源構成等の開示を義務付けるような措置を講ずることが必要と考えられる。見通しが得られた時点で、期限を区切り(〇〇年度までに義務化)、義務化へと移行していくべきである。

[御意見2] 二酸化炭素排出係数の明示方法について

•該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

1-(3)-イ-ii) 算定や開示を行う場合の具体例(p11)

•意見内容

(1) 二酸化炭素排出係数を電源構成と併せて明示することも義務付けるべきであるが、自社の排出係数に比べ、平均的な排出係数(※1)を併記することが望ましい

•理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

本指針(案)においては、電源構成等の開示をする場合の具体例として、二酸化炭素排出係数についての例示がある(p11)。

例示では、自社の電源構成から算出される排出係数のみが記載がなされているが、一般の需要家にとっては排出係数に馴染みがないと想定されるため、数値の大小の判断がつかないものと考えられる。そのため、小売事業者の提示する排出係数が一般的に優れているか否かの判断ができるよう、比較対象となる“平均的”な排出係数等を併せて表記することが望ましいと考えられる。

※1……何を平均的な排出係数とするかは議論が必要であるが、例えば、温対法の下で使用している「代替値」(全国の過去5年間の平均排出係数)と同様の方法で政府が求めた数値を使用することが考えられる。この場合、比較対象となる平均値は過去の実績値である一方、当該事業者自身が開示する排出係数は計画値である可能性もある。しかし、本質的な問題を引き起こすほどの違いにはなり難いと予想され、「参考」のために提示するものとしては充分である。

[御意見3] 需要家への電源の適切な情報提供について

•該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

1-(3)-ウ-i) 一般的に問題となるもの (p13)

•意見内容

- (1) 小売電気事業者が需要家に対して、その調達している電気の特性を説明する際(電源構成等の開示をする場合を含む)には、FIT電気だけでなく、石炭火力及び原子力由来の電気についても、「クリーン電力」、「きれいな電気」等、その他これらに準ずる用語を使った説明がなされない様にする。

•理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

需要家への適切な説明を行う上で一般的に問題があるものとして本指針(案)では、1-(3)-ウ-i)-④において、“火力発電所中でも高効率かどうか～(中略)～事業者が様々な工夫の中で詳細な説明をすることは妨げられるものではない。また、原子力～(中略)～「ゼロエミッション電源」としてまとめて表示する場合でも～(中略)～問題とならない”と記載がある。

事業者の創意工夫で需要家に魅力的な説明をすることを否定することはできないものの、特に石炭火力と原子力に関しては、需要家への説明方法に慎重を期すべきと考えられる。

1-(3)-イ-i)でも記載があるとおり、電源の環境負荷を図る指標として認知されている代表的なものとしては、通常はCO2排出(係数)があげられるが、その点で石炭火力は高効率なものであっても、全電源種の中で最も高い排出係数となっている。そのため、例えば、旧型の低効率石炭火力発電所を引き合いに出し、新型の石炭火力発電所での発電した電気を“クリーンな電力”等として説明することがあれば、これは実態と則さないことになる。

また、実態に則さないという観点からは、原子力発電に関しても同様と言える。たしかに原発は発電中のCO2排出がない電源ではあるものの、一方で廃棄処分が目途が立たず累積する放射性廃棄物の問題を目下抱えており、これを“クリーン電力”等として説明をすることは、需要家の誤解を招く恐れがあると考えられる。

したがって、石炭火力や原子力など、“他電源種と比較してある特定の側面では一見すると環境負荷を下げられるようにみえるが、社会的に見れば決してクリーンとは言えない”これらの電源については、需要家への混乱や誤解を招かぬよう、その電源開示における説明においては、表現を制限する必要があると考える。